

平成26年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

外部委託に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 近藤繁紀

第1章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 特定の事件（監査のテーマ）

外部委託に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

平成25年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする）

第4. 監査対象部局

平成25年度中に委託料の支出を行った全ての部局

第5. 監査の実施期間

平成26年5月30日から平成27年1月26日まで

第6. 外部監査の補助者

公認会計士7名、弁護士1名

第7. 特定の事件を選定した理由

三重県は、「自立した地域経営」の実現を目指して「三重県行財政改革取組」を策定し、行財政改革を推進している。当該改革の一つとして「民間活力の有効活用」が掲げられているが、これは、県と民間との役割分担を明確にし、サービスの質の向上や業務の効率化を進める観点から、多様な公共サービスの提供手法を比較検討し、民間活力の導入を図っていくことを目的とするものである。

県は外部委託に関する方針として平成18年6月に「外部委託に係るガイドライン」を改訂し、事務事業の外部委託化を推進してきたが、平成25年3月に民間活力の導入に関する新たな指針である「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定した。当該ガイドラインにおいて、外部委託は民間活力導入手法の一つとして位置づけられており、県にとって外部委託は重要な課題となっている。

また、県の委託料支出の平成24年度決算額は、一般会計において289億円と多額であり、県の財政に与える影響は大きい。

このような状況に鑑み、外部委託について合规性、経済性及び効率性を検討することは、県が民間活力の導入において達成しようとする行政サービスの質の向上と行政運営の効率化に資する情報を提供するものであると考え、監査テーマとして選定した。

第8. 外部監査の方法

(1) 主な監査要点

- ①契約事務が法令、条例、規則等に基づいて実施されているか
- ②委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか
- ③契約金額の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか

- ④履行管理が適切に実施されているか
- ⑤コストの管理が適切に実施されているか
- ⑥委託の効果が適切に把握・検証されているか

(2) 主な監査手続

- ①関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ②関係法令等への準拠性の検証
- ③内部管理文書等の閲覧
- ④証拠書類との突合

第9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 委託契約の概要

契約方法の種類、三重県における契約事務の流れ、外部委託に関する県の取り組みなどを記載している。

第3章 アンケート分析

監査対象年度における最終契約額5百万円以上の本庁分の委託契約に関して、各部局に対しアンケートを実施した。アンケートを実施した項目とその回答結果を集約し、県の委託契約における大局的状況を記載している。

第4章 監査結果の総括

第1. 各部局の連携について（意見）

今回の監査において、各部局の契約を個別に監査したところ、一部の部局で優れた取り組みが行われているケースがあった。こうした各部局の優れた取り組みを県全体に広めていく仕組みを構築することを検討すべきである。

例えば、類似した内容の業務委託であるにもかかわらず、積算の根拠が十分に整っていない部局もあれば、一定の考え方にに基づき積算の根拠を整備している部局もあった。考え方を共有できれば、積算根拠の透明性が向上すると考えられるし、積算を通じて、より経済性を追求できる可能性もある。また、積算行為の効率化が図られることから、積算に悩む担当者にとってもメリットがあると考えられる。

県の内部にはベスト・プラクティスというべき優れた取り組みが存在しているが、それを共有化する仕組みが構築されていない。ベスト・プラクティスの共有化は、コストをかけることなく、効果が見込めるものである。各部局のベスト・プラクティスを研修会で公表するなど、各部局の取り組みを共有できるような仕組みを構築していただきたい。

第2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について（意見）

今回の監査では、委託契約の契約内容、契約方法、予定価格等のデータを手ずするため、各部局にアンケートを実施しているが、アンケートを行わなければ県の委託契約の全体像を把握できない状態になっていることは望ましいことではない。各部局がそれぞれの情報を管理するのではなく、県全体で情報が一元管理されていれば、委託契約の全体を把握しやすく、県にとってもメリットがあると考えられる。

例えば、予定価格の設定にかかる積算について、今回の監査では業務の特殊性などを理由に積算の困難さを訴える県担当者が複数いたが、仮に積算の内訳、実際の落札額及びその明細などの情報が過去から蓄積されていれば、他の契約の情報を参照することで、積算の困難さを解消できた可能性がある。また、過去から積算可能であった委託契約においても、こうした情報の蓄積は、より明確な根拠に基づいた、より効率的な積算の実施に資すると考えられる。さらに、他部局に類似の契約があることが分かれば、現在行われている特命随意契約や一者入札を、より競争性のある契約方法へ変更できる可能性もあると思われる。

価値のある情報を拾い上げ、活用できるようにする仕組みの整備について検討することが望ましい。

第3. 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

予定価格の積算は、契約の基本的かつ重要な行為であり、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、できる限り客観的に適正な金額を決定することが必要である。

今回の包括外部監査において実施した県に対するアンケートでは、予定価格の積算方法を5つに分類して回答を得た。アンケート結果によれば、単独の参考見積書によるとの回答が26件あり、前年度契約金額を参考に算定しているとの回答は46件あった。三重県会計規則運用方針では、取引の実勢価格や市場価格などを考慮して予定価格を設定することとされている。また、「価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある」ことから、「随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照」することが求められている。しかし、単独の参考見積書による場合、予定価格が前述の役割を果たすものとならない。また、前年度の契約金額を参考に算定している場合、機械的に前年度と同額にすれば、予定価格は検証されずに用いられ続けることになる。

今回の監査において、積算根拠が不明確であるものや積算時の検討が必ずしも十分とはいえないものなどが散見された。過去からの経緯、経済環境の変化、

業務の特殊性など様々な要因を考慮しなければならない積算においては必ずしも正解が 1 つとは限らないが、であればこそ不断の創意工夫が求められるところである。予定価格の設定にかかる積算においては以下の (1) ~ (3) につきよく検討し、各部局へ周知し徹底していただきたい。

- (1) 予定価格は、原則として独自に経費等を積み上げて設計した積算金額に基づいて設定すべきである。業務に必要な工数を見積ることで積算し、業務実施後に見積り工数と実績工数を比較して工数を見直し、翌年度の工数の見積りに反映することで、予定価格の精度を高めていくことができる。
- (2) ただし、全ての契約において工数を見積ることは実務的に困難であると思われる。そうした場合、適当と思われる若干名の業者に見積らせる方法（複数の参考見積書により算定する方法）も適正であると思われる。
- (3) 県には、「独自に経費等を積み上げて算定する方法」あるいは「複数の参考見積書により算定する方法」のいずれかで予定価格を積算することを求めたいが、委託業務の特殊性などから「単独の参考見積書により算定する方法」によらざるを得ない場合も想定される。そうした場合でも、業者より入手した参考見積書の金額をそのまま使用するのではなく、たとえ一部分であっても単価や工数を検証することができないか、検討することが必要である。

第 4. 業務履行能力の確認について（意見）

競争入札は誰でも自由に競争する機会が与えられるべきものであるが、一方で契約の適正な履行が必要であるため、地方自治法施行令第 167 条の 4 において入札に参加する者の資格が定められている。また、地方自治法施行令第 167 条の 5 において、地方自治体は必要な資格について追加して定めることができるとされている。そこで、県は、三重県会計規則第 61 条第 1 項第 3 号において競争入札の参加資格を定めているが、同条文以外で競争入札の参加資格として財政状態や経営成績が問われることはない。

監査対象案件の中には 3 年間の契約期間中に経営悪化により業務の履行が困難となった委託先があった。契約期間中に委託先が破たんすれば、県の業務の履行、ひいては県民へのサービス提供に重大な支障を来す危険性がある。委託先が業務履行能力を有していることの確認は極めて重要といえるが、委託先の継続企業としての能力を判定する場合、前述の三重県会計規則第 61 条第 1 項第 3 号の情報のみでは不十分と言わざるを得ない。委託先が継続企業としての能力を有するか否かの判断を完全に行うことは不可能であるが、判断の精度を高めるため、例えば以下のような対応を定めることを検討していただきたい。

- ・ 財政状態や経営成績の判断基準を三重県会計規則に追加する、あるいは総合評価方式の競争入札の場合には評価項目に追加する。

- ・決算書等入手し、設定した判断基準を満たしているか確認する。
- ・設定した判断基準を満たしていない場合には、継続企業としての能力に疑問が生じていると考えられるため、資金繰り表や今後の受注見込みなどの追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を行い、継続企業としての能力を吟味する。
- ・全ての委託契約につき上記の対応をすることは現実的ではないため、契約期間が複数年にわたるもの、あるいは契約金額が高額であるものなど、影響が大きい委託契約に限定する。

第5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について（意見）

県は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、設計金額が1,000万円以上の清掃業務、警備業務等につき、低入札価格調査制度を設けている。

低入札価格調査制度の調査内容のうち「五 経営状況等」については落札候補者より貸借対照表を提出させ、その内容を検討しているとのことである。しかし、「五 経営状況等」につき剰余金の有無だけで健全性を判断しており、検討が十分とはいえない事例があった。低入札価格調査制度においては、事情聴取などを含む幅広い調査方法が想定されている。よって、各部局が必要に応じて調査方法を選択し、その調査につき説明責任を果たすべきである。しかし、経営状況等の検討が十分でない理由として、担当者に財務的知識が不足していること、及び経営状況等の調査方法や判断基準が設定されていないことが考えられるため、県には併せてその解消策を検討していただきたい。具体的には、「第4. 業務履行能力の確認について」にも記載しているが、財政状態や経営成績について追加調査を行うべき判断基準を示すとともに、設定した判断基準を満たしていない場合には、追加資料の提出やヒアリング調査を行う必要があることを検討し、明文化することが望まれる。

第6. 再委託の承認について（意見）

県は、不適切な再委託が行われることで業務の質が低下したり非効率になったりすることを防止するため、原則として再委託を制限している。委託先が再委託を行うためには、県に書面を提出して承認を得る必要があるが、県に提出する書面には、想定される再委託金額を記載することが求められていない。

再委託については、国による公共調達においても一定の制限が設けられているところであり、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において、適正な履行を確保するために審査を行うことが規定されており、審査に必要な情報としては、再委託の業務範囲や必要性などのほか再委託金額も挙げられている。再委託を行うことが適切か否かを判断

する際には、十分な情報が県に提出される必要があり、再委託金額は再委託の規模や質を判断するうえで極めて重要な情報であると考えられる。県は、委託先の能力を評価して選定しているわけであるが、業務の大部分あるいは重要な一部を委託先が実施せずに再委託されているとすれば問題である。再委託金額を把握することで、こうした事態の防止をより効果的・効率的に行うことができると考えられる。

委託先が再委託の申請を行う際に、想定される再委託金額を提出させることにより、再委託の適切性の判断をより充実させるべきであり、明文化することを検討していただきたい。

第7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について（意見）

総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令第167条の10の2において落札者決定基準の設定や学識経験者の意見聴取などの手続が定められており、県は、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために落札者決定基準を作成している。落札者は詳細な評価に基づき決定されており、監査の結果、総合評価一般競争入札における評価項目の設定及び学識経験者による意見聴取の手続きにつき合規性の点で問題はなかった。

しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について改善を求めたい。入札参加者には文書により入札の結果が伝えられる。部局によって対応が異なっているが、当該文書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかないものがあつた。評価結果の詳細は、落札できなかった業者にとって貴重な情報になると思われる。また、入札参加者が切磋琢磨し良い提案をすることで、県にもメリットが生じる。各部局が入札結果について可能な限り詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましいため、既に実施済みの部局もあるが、各部局へ周知していただきたい。

第8. 一者入札について（意見）

県は、発注する予定価格が3千万円以上の物件において、一般競争入札を実施した際に入札参加者が1者になった場合の対応方法を定めている。1者入札を有効とするかどうかの判断は、予定価格の金額に応じて定められた、予算執行所属の審査会等の機関が行っている。公正性・透明性・競争性を確保しようとする県の姿勢を評価したい。

しかし、競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、今回の監査においても1者入札が散見されたため、1者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。解消方法の一つとして、入札に

参加可能と思われる業者がいる場合には、入札に参加する意思がないか電話等で確認する声掛けが有効であると考えられる。入札に参加しない原因を把握する効果もあると思われるため、検討していただきたい。

第9. 履行確認について（意見）

地方自治法自治法第234条の2では、地方自治体は契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。これを受けて、三重県会計規則第84条及び第85条においても監督及び検査が規定されている。監督及び検査による契約の履行確認は、契約の目的にかなった履行の確保を図るための手段として重要であるが、今回の監査において履行確認が十分とはいえない事例が散見された。履行確認の方法は、契約内容に応じて費用対効果を勘案しながら行うべきものであり、各部局において創意工夫することが求められるが、各部局に周知し徹底していただきたい。

第5章 外部監査の指摘及び意見

第1. 各委託契約に対する指摘及び意見の総括

今回の監査の結果、28の指摘と60の意見が発見された。以下、監査の結果の具体的な内容を部局別に記載する。

第2. 防災対策部

1. 平成25年度危険物取扱者保安講習事務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

当該積算には職員給与などが含まれていたが、その金額の算出過程を示す資料がなかった。県は金額を算出する考え方を有しており、それには一定の合理性が認められるが、金額の算出過程を文書で明確にしておくことが望まれる。

2. 防災ヘリコプター運航管理業務委託

① 委託先の選定方法について（意見）

平成25年度の包括外部監査の結果報告書においては、防災上の理由から、海岸沿いのヘリポートである津市伊勢湾ヘリポートの移転を含めた将来の対応について検討が望まれるとの意見が述べられている。今後の検討の結果、移転することになった場合には、「随意契約理由（要約）(C)」の「県は、防災航空隊の活動拠点基地である津市伊勢湾ヘリポート内に格納庫を保有していないため、同基地で格納庫を保有し機体等の保管管理が可能な事業者であること。」との要件は外れる可能性があることから、その場合には競争性

のある業者選定を行うよう努められたい。

第3. 総務部

1. 三重県給与システム再構築/保守・運用業務委託

① システム導入後に発生する費用について（意見）

引き続き再構築業者と随意契約で保守・運用契約を締結することになった場合、6年目以降は適切な予定価格を設定することにより、保守・運用費用の経済性を確保する必要がある。そのためには、每期発生する、保守・運用費用の発生状況を継続的かつ詳細に把握することが求められる。

今後、每期の実績の検証を行うに際しては、より詳細な内訳書を入手することが望ましい。

② 入札参加者への入札結果の通知について（意見）

現在、入札参加者は三重県の入札等情報公開システムで公開される「入札・見積結果情報」により入札の結果を確認できるが、当該調書には、入札価格、技術評価点、合計評価点の記載しかない。

落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。入札結果についてより詳細な情報を個別に通知する等、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。

2. 三重県ワークライフバランス支援事業業務委託

① 委託業務の実績報告について（指摘）

委託先が提供するサービスが職員に対して行われていることは確認できたが、仕様書に記載されている業務委託の内容がどのように履行されたのか一部不明瞭であった。業務委託の内容と整合するように仕様書の記載内容を変更するとともに、仕様書に沿った履行確認の資料を残すことが必要である。

② 再委託先の選定における競争性の確保について（意見）

同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うと競争性が働かない状況となるため、適切なタイミングでアウトソーシング会社の企画コンペを行うなど、選定方法や契約内容の見直しを検討されたい。

③ 利用実績の向上について（意見）

利用実績を前年同期と比較してみたところ、増加はしているが、十分活用

された状況ではないため、職員への情報提供メールの発信、職員向け Web サイトの充実などにより、職員に対し周知するとともに、利用しやすいメニューについても検討し、当該事業が職員に十分に活用されるよう努められたい。

3. 電子計算事務処理業務委託（恩給・年金）

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

受託者から提出される見積書の内訳は必ずしも実勢価格と比較できる様式にはなっていないため、なるべく実勢価格と比較しやすいように内訳書の構成を変更することが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になると思われる。実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。

4. 三重県米町庁舎等設備管理業務委託

① 再委託の承認について（指摘）

本業務委託において再委託を行っている部分は、本契約の全部を委託したものではない。県は委託先から提出を受けた再委託通知書（通知）に基づき再委託を承認していたが、この再委託通知書（通知）には、再委託金額として本業務委託の契約額と一致する金額が記載されており、委託業務の全部が再委託されていることになっていた。しかし、これに気が付くことなくそのまま再委託は承認されている。今後は再委託申請書（通知）の内容を十分検討することが必要である。

5. 平成 23～26 年度 管財委第 44 号 三重県本庁舎等警備業務・防災宿日直業務委託

① 委託先の選定方法について（指摘）

本委託業務については、低入札価格調査を行った上で業務履行が可能と判断されたため、落札が認められた経緯がある。

当該調査結果を検討したところ財務安全性が十分であるとはいえない状態であった。また、入手した決算書は、注記事項等が記載されておらず、財務安全性の判断に際して必要な情報が十分とはいえない。少なくとも税務申告書に添付されるレベルの決算書を入手して、財務安全性を検討すべきである。

第4. 健康福祉部

1. 狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業業務委託

① 四日市市との費用分担について（指摘）

年度末に受託業務による剰余金が生じた場合には、四日市市と協議のうえ、業務量を反映する比率として人口比を採用し、両者に戻入する方法で費用分担を実施している。本来、按分計算にあたっては、三重県分、四日市市分を区分して実際の業務量を把握し、それぞれの積算と比較して、別々に精算を実施すべきである。また、業務の区分が困難である場合は、業務委託金額の比による按分等を行うなど、今後は合理的な費用分担について検討する必要がある。

② 予定価格の設定にかかる積算（減価償却費、退職金引当費用）について（指摘）

減価償却費と退職金引当を予定価格に算入しているが、これらは、四日市市との間で分担すべき費用であることから、今後は積算の時点で、合理的な按分比率を使用し、三重県の負担額のみを予定価格に算入する必要がある。

③ 予定価格の設定にかかる積算（人件費）について（指摘）

予定価格の設定にかかる積算にあたり、年間総労働時間は正規の勤務時間から年休分を差し引いた時間に0.833（県と四日市市の人口比より算出した按分比）を乗じたものであるが、時間数として業務に要する総時間の見積りを使用しているため、単価算定でこの係数を乗ずるのは合理的といえない。

2. 平成25年度ライフイノベーション推進先進技術促進緊急雇用創出事業委託

① 随意契約理由の記載について（指摘）

鈴鹿医療科学大学と随意契約を行う合理性はあると思われるが、随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。

② 事業内容について（指摘）

本委託業務は、医療・健康・福祉分野の啓発活動という目的だけではなく、実際には緊急雇用創出事業実施要領に基づく事業であり、本委託業務を行うことによる直接的な雇用創出が第一義的な目的であるが、その点を考慮したとしても、事業内容は委託先構内での数回のパネル展示と一民間企業が開発した福祉事業にも活用可能な産業機械の紹介にとどまっているともいえ、事業規模と比較してその内容は伴っていないと思われる。支出に見合った十分な活動成果を上げる必要があった。

3. 平成 25 年度 離職者等就労支援事業

① 委託業務の拡充について（意見）

本委託事業には各回 40 名の定員が設けられており、受講希望者は延べ 231 名存在していたのに対し、受講希望者の半数以上にあたる延べ 117 名が受講することができなかった。県は介護職員初任者研修課程の指定事業者として 60 の事業者を指定しており、指定事業者であれば当該業務は実施可能である。この指定事業者からは講師の派遣を受けること等で人的資源に余裕が生まれ、開講数を増やすことが考えられる。また、日程の調整等を工夫することで、開講数を増やす余地があるように思われる。

4. 平成 25 年度 福祉・介護人材マッチング支援事業

① システム改修費用の積算について（指摘）

平成 24 年度及び平成 25 年度において、潜在的有資格者等データ整備・管理に関するシステム改修費が積算されたが、実際には改修の必要はなく、改修費用は発生しなかった。

特に継続的に実施される事業において、過年度に不要と判断された事項を積算する場合、予定価格を適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討する必要がある。

② キャリア支援専門員にかかる人件費について（意見）

平成 24 年度及び平成 25 年度において、キャリア支援専門員にかかる人件費総額につき、最終契約額が減額されている。

継続する事業において、予定価格をより適切なものにするためには、積算額と実績が大きくかい離した場合、仕様書どおりの履行を確認できたのであれば、積算額の妥当性について再度検討し、翌事業年度の予定価格の積算に反映すべきである。

③ 委託料の確定について（指摘）

本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。

具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の

確認作業を行うことは現実的でなく、多額のものや不自然なものについて明細を閲覧し、重点的に確認することが効率性の観点から妥当と考える。

5. 平成 25 年度 福祉・介護の魅力発信事業

① 実績報告書に掲載された広告について（指摘）

成果物として提出されたこの実績報告書の末尾に、社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保険広告が 2 ページにわたり掲載されていた。当該広告の掲載については、仕様書に記載されておらず、事前の合意もなかった。なお、この広告が実績報告書に掲載されていることで、県が広告料収入を得ていることはなかった。今後、県の許可なく委託の成果物に広告等を掲載しないよう指導すべきである。

6. シニア社会活動・健康づくり推進事業委託

① 履行確認について（意見）

ねんりんピックへの派遣事業の詳細について、履行確認の記録資料は保存されていなかった。委託者として、支出内容の妥当性について確認したことを明らかにするためにも、資料を保存することが望ましいと考える。

7. 精神通院公費診療報酬事務費(単価契約)

① 履行確認について（意見）

本委託業務の履行確認では、県は委託先から県の負担額の審査・算定結果を入手するとともに、精神病床を有する 18 病院について抜き取りでレセプトとカルテの照合を行っている。しかし、その他の診療所等ではこうした照合等の手続きが行われていない。履行確認の対象範囲をより一層拡大し、診療所等を含めることが望ましい。一定額以上のものを対象としたり、ローテーションの考え方を用いて対象とする診療所等を決定したりするなど、効率性及び実行可能性の観点も踏まえ、履行確認の対象を検討されたい。

8. 精神科救急医療システム運用事業委託

① 事業計画書の入手について（指摘）

本業務委託の委託契約書第 4 条によれば、受託者は年間の事業計画書を県に提出し、県の承認を受けるものとされている。しかし、実際には事業計画書は県に提出されておらず、同委託契約書第 5 条に基づき、受託者が県に毎月提出している当番表を事業計画書の提出とみなしていた。県は受託者に事業計画書の提出を求めるべきであった。

9. 三重県障がい者就労安心事業

① 有効活用について（意見）

平成19年度と比べて平成25年度の支援人数は約2倍になっており、本委託業務による支援を求める障がい者が増えているが、予算による制約があること及び業務内容が変わってきたことから、障がい者1人当たり単価は低下する傾向にある。県は、支援を必要とする潜在的な人数を把握するとともに、支援回数や支援方法について検討し、より効果的・効率的に事業を実施するよう努めていただきたい。

10. 三重県周産期医療ネットワークシステム運営研究事業(妊産婦)委託

① 履行確認について（指摘）

委託先から提出された事業報告書には、所定の報告事項である1)他の周産期母子医療センターと産婦人科医会及び消防機関等との調整した内容とその結果、2)緊急搬送に必要な共用紙の作成枚数と配布先、3)各産科医療機関からの相談・問い合わせ等の対応内容についての記載がなかった。また、セミナーの開催実績や研修受講実績とその成果の分析については、セミナー開催実績の記載のみであり、その成果の分析についての記載はなかった。所定の報告事項を記載していないこの事業報告書を見て、確認することは適切ではない。履行確認を慎重に行う必要がある。

11. 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業

① 委託料の確定について（指摘）

本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先により報告された経費を県の負担とすることが適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧し不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものとする。

12. 三重県地域医療研修センター事業委託

① 委託料の認定について（指摘）

本委託業務は、委託業務に要した経費を委託料とするものであり、委託先

により報告された経費が適当なものか検討する必要がある。そのため、経費の内訳を単に把握するだけでなく、その経費が実在したものであること、委託業務を遂行するためのものであること、非効率なものでないことを確かめることが必要である。具体的には、経費一件ごとの明細を入手して、請求書等により経費の実在性や委託業務という目的への適合性等を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことが求められる。ただし、経費の件数は膨大であることから、全件の確認作業を行うことは現実的ではなく、多額のものや明細を閲覧し不自然なものを重点的に確認することが効率性の観点から妥当なものとする。

② 委託費で取得した備品等について(意見)

資産購入費で統計分析ソフト、プロジェクターが取得された。このような複数年にわたり使用することができる固定資産については、耐用年数にわたり使用できるように台帳等による適切な管理を行うことが求められる。委託費で取得した備品等については適切に管理がなされるように、契約書もしくは仕様書において、備品等の管理の必要性について明記すべきである。

1 3. 難病相談支援センター事業

① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)

現在、積算に利用している報酬は通常の医師の報酬よりも相当低く、この報酬を前提に契約金額が定められていることは、医師の善意に頼って業務を行っているものと考えられ、短期的に適正な報酬とすることが困難だとしても、可能な範囲で医師の報酬を見直しすることを検討されたい。

1 4. 平成 25 年度若年層の自殺対策推進体制構築事業

① 研修会の実施地域の偏りについて(意見)

実施された研修会に地域的な偏りが生じるのは、仕様書において希望する教育委員会若しくは学校に対して研修会を実施するとあり、本委託業務を有用なものとして判断した一部の教育委員会からのみ依頼を受けているため、当該教育委員会に属する中学校に開催が集中しているものと推定される。本委託事業は有用な事業と考えられるものであり、事業の有用性を各教育委員会や学校が理解し、研修会の開催を希望してもらうために、研修会の視察やアンケート結果を見せるなどしてより積極的な働きかけを行うことが望まれる。

15. 障がい者(児)歯科診療事業業務委託

① 変更契約にかかる成果の報告について(指摘)

報告内容では、仕様書のとおり実習が行われているかどうか分からず、事実を確認しようにも報酬を受領した担当指導員に確認するしか術はない。今後は、委託者が事業を実施したことを確認できるように、少なくとも、実習毎に参加者の氏名を記載するなど、適切な成果の報告を求めるべきである。

16. がん検診受診促進・精度管理事業業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)

本委託業務では予算策定時に入手した見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約を締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。

類似業務の金額・単価と比較する等経済的実態を踏まえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。

17. 三重県地域がん登録運営事業委託

① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)

本委託契約では以前に入手した見積書の金額をそのまま予定価格としており、当該金額は前年度とも同額である。予定価格は契約締結する場合の契約金額の基準となる価格であるが、積算の根拠が不明確なことから判断基準としては不十分である。

類似業務の金額・単価と比較する等経済的実態を踏まえた上で、年度ごとに積算を行い、妥当性を検証できるようにすべきである。

18. 母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託

① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)

本委託業務は継続的な契約であるため、平成25年度の契約時には、過年度の実施状況から、各作業項目別に人件費、経費、用紙代等の単価及び数量を明示した設計金額の内訳を作成することが可能であったと考えられる。そして、平成25年度の契約時には、県がそのような内訳を基に単価面、数量面から契約金額の合理性を検討することが望ましかった。

19. 先天性代謝異常等検査事業業務委託

① 随意契約理由の記載について(指摘)

検査業務のほかにも、委託する際の条件である調査・研究・医療介入・治

療や県内治療機関が集まったの研修会の実施などを踏まえると、国立大学法人三重大学と随意契約を締結する合理性はあると思われるが、随意契約理由書の記載からはその合理性が確認できない。随意契約理由を十分かつ適切に記載することが必要である。

第5. 環境生活部

1. 三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務委託

① 入札参加者への入札結果の通知について（意見）

入札参加者には「総合評価一般競争入札結果調書」により入札の結果が伝えられるが、当該調書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかない。落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることが次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。県は、入札結果についてより詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。

2. 三重県地球温暖化防止活動推進員活動支援事業業務委託

① 委託業務の効果測定について（意見）

何らかの方法で事業全体の効果を測定し、地球温暖化防止という目的に照らして、実施している事業が適切であるか検討することが重要である。また他の地方自治体が発行している推進員活動支援事業について情報収集を行うなどして、当該業務の効果を高める事業内容の検討をすべきである。

3. M-EMS 審査員維持研修・普及啓発業務委託

① 委託業務の効果測定について（意見）

県は M-EMS の効果について検証を実施しているが、本委託業務の効果について直接的な検証がされていない。本委託業務の性質と、委託先が一般社団法人 M-EMS 認証機構に限られており、新規事業の提案がされにくいことを考えると、可能な限り直接的に、効果の検証を実施すべきであると考えられる。併せて、M-EMS 認証事業所数の実績値が目標値を下回っており、本委託業務の効果が十分ではないと推測されることから、事業所数が増加するよう、本委託業務においてもより一層効果的な実施に努められたい。

4. 平成 25 年度三重県留学生等支援事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特

命随意契約であること、また、14年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続することが想定される。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、費用の検証作業に利用することがより望ましい。

5. 平成25年度多言語行政生活情報提供事業業務委託

① 三重県情報提供ホームページの仕様について（意見）

ホームページ利用者構成と実際の国籍別外国人住民構成には乖離があり、現在のホームページは、想定しうる利用者に適応したものではなく、一部の外国人住民にとっては利用しづらい仕様になっていると考えられる。

三重県情報提供ホームページには、教育、就職、医療、防災、住宅等に関する情報が掲載されているが、県民にとってはいずれも重要な情報であり、国籍にかかわらず情報を入手できる仕様にすべきであるため、現在対応していない他の言語（中国語等）での掲載も行うことが望ましい。

② 委託先の選定方法について（指摘）

本業務委託は特命随意契約になっているが、その理由について県内事業所の保有、外国人スタッフの雇用といった明確な要件は一部存在するものの、それ以外の要件については、客観的な判断が困難なものが多く、特命随意契約とする理由に乏しいと考える。また、①で述べたとおり、三重県情報提供ホームページの対応言語の見直しを行うべきであり、そうした場合、現在の事業者では対応できない可能性がある。

外国人住民に対する安定的な情報提供といった事業の特殊性からすると実施可能な業者は限定されることはやむを得ないが、プロポーザル方式の採用により、事業者の能力や提案内容に応じた競争性のある業者選定を行われたい。

6. 平成25年度外国人住民総合ヘルプデスク事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、企画提案コンペ方式により事業者の選定を行っているが、実際の参加者は1社のみであること、また、6年間連続して同一事業者との契約であることから、今後も同様の契約が継続する可能性がある。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年

度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要がある。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されているため、可能であれば業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することがより望ましい。

7. 平成 25 年度日本語教師受入事業業務委託

① 委託先で発生する費用の検証について（意見）

本委託業務は、開発途上国の日本語教師の受入業務という事業の特殊性から県の外郭団体である公益財団法人との特命随意契約であり、過去 4 年間連続して同様の契約内容であった。それならば、毎年度、委託先で発生している費用の額や内容の妥当性を検証し、翌年度の予定価格設定の際に積算方法の見直しを行う必要があった。

委託者から入手している見積書には、費目ごとに単価や工数が詳細に記載されていたため、業務完了時にはこれらを実績値に置き直した資料を入手し、委託先で発生している費用の検証作業に利用することが望ましい。

② 事業の効果について（意見）

本委託業務は、日本語教師の育成に一定の成果がみられたとして、平成 26 年度以降の委託契約は締結しないこととなっているが、今後の国際交流において人材を有効活用するため、これまで受入れてきた開発途上国の日本語教師の追跡調査等を引き続き実施していくことが望まれる。

8. 新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託

① 入札辞退の理由について（意見）

本業務委託においては、入札時に 2 者が辞退したことにより 1 者入札となった。辞退した 2 者のうち 1 者から入札辞退届が提出され辞退理由が明らかにされているが、もう 1 者の辞退理由は明らかではない。現状の県の規則では、辞退した者に対して、辞退届の提出及び辞退理由の明示を求めているが、辞退理由は審査において 1 者入札の有効性を判断する際に重要な情報であると考えられる。また、将来の同種の業務委託において競争性を向上させるために資する情報を入手できる可能性もある。可能な限り、入札の辞退理由を審査において明示するよう努められたい。

② サービスレベルアグリーメント協定の締結について（意見）

本業務委託では、システムの運用保守についてサービスレベルアグリーメ

ント協定（以下、「SLA 協定」という。）が締結されることになっている。しかし、システムの運用は 2014 年 4 月に開始されているものの、SLA 協定は締結されていなかった。初めの半年間を仮運用期間とすることについては委託先と合意し、サービスレベルの水準を決めるため、サービスレベルのモニタリングを毎月実施しているとのことであるが、システムの稼働状況は安定していると思われるため、早期の協定締結は可能と思われる。県は速やかに SLA 協定を締結することが望ましい。

9. 新三重県立博物館警備業務委託

① 委託業務完了報告書のサイン・押印について（意見）

本業務委託においては、受託者より「受託業務完了報告書」が提出され、県の監督員が内容を確認の上、サイン・押印を行うことになっている。しかし、平成 26 年 3 月分の委託業務完了報告書を閲覧したところ、監督員のサイン・押印がなかった。また、同月の検査命令簿についても、決裁欄に監督員及び決裁者のサイン等がなく、決裁欄は空欄となっていた。履行確認については別途、決裁が行われているため、実質的には履行確認に問題はないと考えられるが、今後は委託業務完了報告書及び検査命令簿へのサイン・押印を徹底していただきたい。

10. 新三重県立博物館展示製作及び施工業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託の予定価格の積算は、前年度に行われた設計業務委託の成果物に基づいており、当該設計業務を受注した株式会社トータルメディア開発研究所が、引き続き本業務委託を落札している。

本業務委託の積算を県が単独で行うことは困難であったことから設計業務の外部委託はやむを得ない面もあるが、やはり予定価格を推測しうる業者が入札に参加することは本来あるべき姿ではない。県は今回の積算資料や入札者が提出した内訳書を分析し、類似の業務が今後発生する場合には県が独自で積算できるよう、ノウハウを蓄積していただきたい。

② 予定価格の設定における管理費等の積算について（意見）

本業務委託の予定価格のうち設計業務の対象外の部分は県が独自に積算している。県の積算方法は合理性があると思われるが、各入札者の入札額と予定価格がかい離する傾向にあり、直接費の価格圧縮が難しいことから各入札者が政策的に諸経費部分の圧縮を目指したか、あるいは予定価格が実勢価格に合っていない可能性がある。県は、今回の内訳表の分析を行い、管理費

等の積算をより高い精度で行うことができるよう努められたい。

第6. 地域連携部

1. 三重県 GIS システム再構築業務委託

① 入札辞退への対応について（意見）

本委託業務では7者が入札参加者資格の確認申請を行ったが、3者が入札を辞退したため、4者による競争入札が行われた。今後も競争性のある業者選定を継続していくためには、これの妨げになる入札辞退の要因を把握し、その解消に努めてゆくことが有効なものとする。そのため、入札辞退者から入札辞退をした理由を確認することが望まれる。

2. 三重県 C I O 補佐業務等委託事業

① 入札参加者数について（意見）

本委託業務では入札参加者は1者であった。競争入札により経済的な委託料にするという入札の趣旨に鑑み、入札参加者が複数となるよう努めることが望まれる。委託業務を実施可能な団体等を認識されているのであれば、当該団体に対し入札への参加を促すとともに、入札に参加しない理由についても確認しその解消を図ることを検討されたい。

3. 中小システム統合サーバ追加環境設計、機器調達、構築、運用保守

① RFI による予定価格の設定にかかる積算について（意見）

当該委託業務では、RFI と呼ばれる手法を用いて予定価格の設定にかかる積算をしている。予定価格に比して入札額が相当低い場合には、差異が生じた原因を見積書や入札額の明細を入手・分析することや質問すること等により把握することで、今後の予定価格設定の参考とすることが望ましい。県は予定価格と入札額の差異の分析を行っているとのことであるが、その結果は記録に残されていない。分析結果を蓄積し活用できるように、記録に残すことが望ましい。

第7. 農林水産部

1. 平成 25 年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

競争性の働かない特命随意契約の場合、経済性の確保のため予定価格の設定にかかる積算を適切に行うことの要請がより高いと考えられる。本委託業務では、人件費単価が積算よりも委託先の見積もりが高く、逆に延べ日数は積算よりも委託先の見積もりが少なかったことから、結果として、積算と見

積書の金額の差はほとんどないが、より実態に近い予定価格の積算を行うことが望まれる。

2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託は委託先や業務従事者が固定される性格のものであるため、契約金額の妥当性を検証するためには作業日数を把握する必要性が高いと考えられる。県担当者は委託先を何度も訪れ本業務委託の状況確認に努めているところではあるが、今後は作業日数について今まで以上に把握し、予定価格の設定にかかる積算につき、より精度の高い見積りを行うことが望ましい。

第8. 雇用経済部

1. 海外展開モデル構築緊急雇用創出事業業務委託

① 委託料の確定について（意見）

委託料の確定作業は、委託先が作成した計算書等の資料に基づいて行われるが、その資料の信頼性を確かめることが必要である。1月から3月の支出内容についても確認作業を実施しているとのことであったが、その明細は残されておらず、確認作業を行ったことを確認することができなかった。

2. 中国における海外展開拠点づくり事業に係る業務委託

① 利用実績の向上について（意見）

平成25年度のサポートデスクの利用実績は平成24年度に比べて増加しているが、月平均19件と利用実績はまだ十分でないと思われる。まだ、開始後間もない事業であり事業内容を県内の中小企業に浸透させる段階にあり、利用者を増加させるためより広報活動を充実させることが望ましい。

3. アセアンにおける海外展開拠点づくり事業に係る業務委託

① 利用実績の向上について（意見）

平成25年度のサポートデスクの利用実績は平成24年度に比べて増加しているが、月平均11件と利用実績はまだ十分でないと思われる。まだ、開始後間もない事業であり事業内容を県内の中小企業に浸透させる段階にあり、利用者を増加させるためより広報活動を充実させることが望ましい。

4. 米国ミッション派遣事業委託業務

① 委託者の選定方法について（意見）

ミッションの派遣につき、同一の委託先が選定され続ける可能性がある。

本来はミッションの派遣目的に照らして委託者を選定すべきであるが、即時に現地のコンサルティング事業者の情報収集を行うことは困難であり、今回の選定については情報不足もあり十分な吟味がなされているとは認められなかった。今後はミッションの目的に合わせて、委託先が選定できるよう、継続的に情報収集に努めるべきである。

5. 起業支援型地域雇用創造事業業務委託

① 履行確認について（意見）

各委託事業の実施状況を確認するために事業を行っている現地に赴き、状況を確認しているとのことであるが、現地で確認を行った記録が残されていない。実際の業務の状況を確認することは委託業務が適切に行われていること確認するために必要な行為であり、現地で確認を行った記録を残しておくことは、委託業務の監督者の責務を果たしたことを証するために必要である。また、上長による監督者の確認作業が適切に行われたかの確認する際の根拠となりうるものである。さらに、現地での確認作業の記録を残すものとするにより、現地での確認作業が確実に実施されることになる。

6. 平成 24～25 年度若年者キャリアサポート推進業務委託

① 委託事業の継続について（意見）

県立高等学校卒業生の内定率が、県が設定した目標値に満たない状況が続いているが、本委託業務は内定率の改善にもつながるものである。

高校生のキャリア教育を所管するのは教育委員会であるが、本委託業務は緊急雇用創出事業として雇用経済部が企業とのネットワークを生かして行った事業である。本委託業務は終了したが、今後も高校生のキャリア教育を所管する教育委員会に協力されたい。

7. 平成 25 年度三重県観光客実態調査事業

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務の設計金額のうち、「分析・考察・報告書作成及び管理費」の積算では、直接人件費に諸経費率を乗じて諸経費を算定しているのに対して、「観光客実態調査」の積算では、直接費のみが計上され、諸経費は含まれていなかった。直接費の一部を諸経費としてみなしたとのことであるが、積算方法の見直しを検討することが望ましい。

第9. 県土整備部

1. 三重県公共工事設計積算システム機能改修業務(水道事業諸経費改定対応)

① 履行確認について(意見)

県の検査員は委託先の報告書による履行確認だけでなく、仕様書、成果品のとおり実際に稼働するか動作確認を行っているが、動作確認を行った結果の記録のみである。動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであるため、具体的にどのような項目をどれだけ動作確認を行ったかを記録に残すべきである。

2. 三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託

① RFIによる予定価格の設定にかかる積算について(意見)

RFIにより入手した見積書の金額と入札額が不一致となることは不自然ではないが、「三重県電子調達システム再構築・機器調達・運用保守業務委託にかかる概算見積提案依頼書」において「見積金額については、できるだけ精度を高くし、不足することがないようにすること。」とあり、RFIにより提出された見積書はある程度の精度があると考えられる。本委託業務のようにRFIの見積金額と入札額が著しくかい離した場合は内容の検証が必要である。

② 履行確認について(意見)

具体的に県の検査員が何をどのように検査をしてその結果どうだったかの記録が残されていない。動作確認の記録は適切に履行確認を行ったことの根拠となるものであり、具体的にどのような項目についてどれくらい動作確認を行ったのか記録に残すべきである。

③ ライフサイクルコストを考慮した業者選定について(意見)

県は本委託業務のようなシステム構築とその後の保守・運用については、おおむね一体として業者選定がなされている。今後も引き続きライフサイクルコストを考慮した業者選定を行われたい。

3. 三重県公共工事進行管理システム機器調達・保守管理業務委託

① 契約の単位の区分について(意見)

ミドルウェアについて富士通製品を指定することは、コスト面や富士通が構築したアプリケーションソフトを安定的に稼働させる観点からは適切であったと考えるが、一方、入札する立場からは、他社製品を調達することは、調達ルートの確保、価格や保守サービスの面で不利となる。データベースソフト等の更新を一般競争入札に含めるのではなくシステム本体の移行、保守

の随意契約に含めることが適切であったと考える。一般に競争入札の範囲を拡大することは競争性が高まると考えられるが、本委託業務のように逆の結果となることも考えられる。今後は、競争性を十分考慮したうえで、随意契約と一般競争入札との区分を行うことが望ましい。

4. 三重県公共工事設計積算システム第4期運用業務

① 運用保守の範囲について(意見)

運用保守の範囲は、追加的なシステム改修や機器の故障等により生じる費用について、県と委託先の負担の範囲を明らかにするものであり、両者の利益を調整する重要事項である。契約書ないし仕様書に明確に記載することが望まれる。

5. 平成25年度三重県県土整備部事業新名神高速道路(四日市市伊坂町～四日市市水沢町)等事業の施行に伴う用地事務委託

① 予定価格について(指摘)

本委託業務においては、予定価格は設計金額よりも1,556,090円高く設定されており、これは設計積算過程で複数の算出根拠を作成した結果、事務処理上の誤謬により、採用された設計金額とは異なる金額を予定価格としてしまったことが原因とのことであった。今後このような人為的ミスを防止するためには、決裁を受けた積算を他と明確に峻別できるようにし誤りを防止する体制を構築することが必要である。

6. 東名阪自動車道及び伊勢自動車道と交差する県管理の高速道路跨道橋(大山田第2号橋 他14橋)に係る点検業務

① 協定書について(意見)

「協定」の第6条では、点検業務の仕様及び施行基準は「甲(三重県)が特に指定しない限り乙(中日本高速道路株式会社)が定めたものを適用するものとする」とされており、「三重県橋梁点検要領(案)」によることとは明示されていない。「協定」において明示することが、締結時における三重県の要求を明らかにすることになるので、今後その旨反映させることが望まれる。

7. 紀勢本線六軒・松阪間34km127m付近で交差する都市計画道路3・5・11号松阪公園大口線大口こ道橋(仮称)新設工事

① 予定価格の設定にかかる積算について(意見)

本協定の工事金額の予定価格は、工事の特殊性から協定先である東海旅客鉄道株式会社(以下、「東海旅客鉄道」という。)の見積額を使用しているが、

土木関係の工種については、県の歩掛及び県単価を用いて積算し、東海旅客鉄道が提示する金額の妥当性を確認している。今後は、軌道、電路、通信等鉄道関係の見積額についても、その妥当性を確認できるよう努められたい。

第10. 出納局

1. 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務

① 予定価格の設定について(意見)

予定価格と入札額を比較すると、両者のかい離が著しい。設計金額の積算は、システムインテグレーター支援業務により算定している。一般競争入札による競争性のある業者選定の結果、経済的な契約金額になったともいえるが、その入札額は予定価格の41.2%から65.9%の範囲内にあり、平均で53.8%となっている。次回以降の予定価格の適切な積算のために、予定価格と入札額の差異の原因を把握することが望ましい。入札時に入手している費用見積もりの記入シートを詳細なものとすることや、履行確認時に詳細な費用の内訳を委託先から入手し、分析、検討を行うことが考えられる。

第11. 病院事業庁

1. 財務会計システム等の改修及び運用保守

① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)

プログラムの改修部分の積算では、システムエンジニア1とプログラマーで同じ単価が用いられている。県の説明によれば、制度を熟知したシステムエンジニア自身がプログラム業務を行う必要があるため、単価が同じになっているとのことであったが、そういった事情があるのであれば、システムエンジニア1のみが業務を行う前提で積算を作成すべきであった。また、委託先からの参考見積書による場合でも、県の担当部署による予算要求前審査を受審するだけでなく、市場価格に照らして単価が妥当な水準であるのか、可能な限り検証することが必要である。

第12. 教育委員会

1. 学校情報ネットワークシステム運用支援業務委託

① 再委託の承認について(意見)

委託先から「再委託承諾願」の提出を受け、再委託の承認が行われていたが、本委託業務を構成するヘルプデスク業務、サーバ管理業務、ネットワーク管理業務のほとんどを再委託先が実施するかの印象を受けるものであった。実際に再委託されたのはヘルプデスク業務のみであり、管理業務

は質的に重要で大部分を再委託したことにはならないとのことであるが、再委託された業務の割合を把握して再委託の適否を検討すべきと考える。その方法として、委託料に対する再委託料の比率(再委託率)を用いることが適切と考える。また、再委託の承認にあたり、再委託先の業務遂行能力について検討する必要があるが、検討に必要な情報が提供されているとは思われない。客観的に業務遂行能力を判断できるように、具体的な実績等を求められたい。

2. 三重県立学校授業料等の口座振替収納に関する事務処理業務

① 予定価格について（意見）

予定価格の計算の基礎とされている手数料単価は平成4年10月1日の協定書に基づくものであり平成4年度以降変更されていない。他県の手数料単価との比較等はしているものの、その合理性について十分に検証されていない。予定価格算定上の根拠を記録した上で、過去からの生徒数の推移、過去からの契約額の推移、学校納付金の収納に関する事務処理業務料の推移（データエントリー料、機械使用料、諸用紙類、郵送料、運営経費）等を考慮し、積上げによる積算方法により算定すべきである。

3. 平成25年度人間ドック事業委託

① 委託事業費の精緻化について（意見）

委託事業費は、各医療機関への支払い額の実費で把握することができるにもかかわらず、加重平均単価を用いて概算で精算している。各医療機関での受診者数は委託先で容易に把握できることから、県が負担する委託事業費を精緻化するために、各検査の単価を把握できる医療機関で受診した組合員に対する委託事業費は、各医療機関への支払い額の実費で精算すべきである。

4. 働きやすい職場づくり支援事業委託

① 仕様書の記載内容及び履行確認について（指摘）

完了報告書には事業の実施により教職員が交流を深められた旨の記載があるものの、映画・演劇鑑賞等の前後に情報交換会が行われたことは記載されていない。さらに「② 委託事業対象外への県費の支出について」において記載しているように、教職員以外の者も多数事業に参加しており、教職員相互の絆を深めることだけを目的とした事業とは思われない。

今後は、このような問題が生じないように、事業の内容をより詳細に仕様書に記載するとともに、委託先には委託事業の趣旨を十分理解して仕様書の範囲内で事業を行うように指導し、仕様書に沿った業務が行われたことを履行確認において十分に確かめることが必要である。

② 委託事業対象外への県費の支出について（指摘）

本委託業務は教職員を対象としているが、履行確認書には、教職員の家族等が参加していることを意味する記載があった。費用の一部を自己負担としている事業もあるものの、教職員以外の参加者は、本来この事業の対象ではない者であり、県費で負担すべきものではない。今後は、仕様書に従い教職員以外の者に対する支出とならないようにすべきである。

5. 県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

本委託業務の予定価格の算出は、一般財団法人中部電気保安協会（以下「中部電気保安協会」という。）のみの資料を元に算出されており、予定価格の客観性が確保できているとはいいがたい状況である。経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表から三重県内に営業所等がある者は複数あるので、中部電気保安協会のみ資料に頼るのではなく、他業者に見積依頼するなどして予定価格の客観性を確保する必要がある。

② 一般競争入札の競争性の確保について（意見）

本委託業務の入札は、北部地域を除き3回連続で1者入札となっているが、受注可能な業者は、経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表より三重県内に営業所等がある者は複数あることから、競争性を確保するため複数の応札が行われるように工夫することが望ましい。1者入札の原因を入札可能業者に意見聴取するなどして検証することで一般競争入札の競争性の確保を実現されたい。

6. 平成25年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（高校・中学）

① 履行確認について（意見）

この委託先が委託業務に要した支出と報告したものについて、その適否を判断するためには、支出の事実や支出内容の委託業務との合目的性について検討することが必要である。そのためには、各支出について請求書、銀行取引記録等により確認する必要がある。本委託業務では各支出について請求書等との突合はなされているとのことであるが、実際に突合を行った記録は残されておらず、何をどのようにどれだけ検討作業を行ったのか確認することができなかった。委託料を確定するために実施した確認作業について、何をどのように確認したかの証跡を残しておくべきである。

② 契約書の内容について（意見）

契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする旨の精算条項がないため、契約金額を下回る実績であった場合でも契約金額を請求される可能性があり、実際に支出を行う際にその都度契変更契約を締結しており、事務的負担が生じている。

「契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする」旨の条文の記載をするべきである。

7. 県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託

① 履行確認について（指摘）

履行確認において実績報告書として委託先が作成した学校別の集計表を入手しているが、実際に心臓検診が行われたことを証するものによって確かめられていない。単価契約部分の委託料の金額を確定するためにも、心臓検査の数が正確であることを確かめる必要があった。今後は、心臓検診を行った病院等からの報告等の添付を要求し、心臓検診数との一致を確かめることが必要である。

第13. 警察本部

1. 自動車保管場所標章登録業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

予定価格の計算の基礎とされている「イ）平均給与等」は、巡査長及び巡査の階級にある警察官の年額給与等を1：1の割合で平均したものである。しかしながら、本業務は警察官を雇用して業務を行うものではないことから、本委託業務が主に窓口対応及び事務作業であることを考慮すると、一般的な事務職員等の人件費を基礎に算定すべきである。

2. 道路使用許可調査業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）

人件費について、現状の計算では、見積りの基礎として、平成21年度～平成23年度の平均件数を使用しているが、計算の最終段階で1件当たり金額を算定する際には、平成23年度の実績件数を使用している。見積りの基礎と1件当たり金額を算定する段階で使用する件数は同じ数値を用いることが合理的であり、年間予想件数を統一的に用いるべきである。

また、車両燃費についても、現状の計算では走行距離を年間予想件数に平均移動距離を乗じて算定しているが、年間予想件数に委託件数ではなく総受理件数が用いられている。委託件数の予想値を用いることが合理的である。

3. 指掌紋ファイリングシステム導入作業委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本業務委託の予定価格について、作業人日の見積りは、委託業者の見積りをそのまま採用している。事前の検討が困難である場合には、例えば作業人日実績の報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較等を行うなど、客観的な比較を行うための方策を講じるべきである。

県は日報により作業時間を把握しているが、警察本部外で行われた作業時間は把握しておらず、また、作業時間の見積りと実績の比較を行っていない。可能な限り実績時間を把握し、見積りと比較することが望ましい。

4. 安全運転管理者等講習等業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

本委託業務では一般競争入札が行われているが、委託先とは結果として5年以上連続で契約しており、今後も同一業者と契約する可能性が高いと考えられる。委託料積算書には物品の購入金額が含まれているが、これらは1年以上使用可能な物品であり、毎年度こうした積算方法を続けた場合、予定価格が過大になる。1年分の使用価値を見積もり、年間相当分のみを積算に含めるか、もしくは複数年の契約に変更すべきである。

5. 総合運転者管理システム改修業務委託

① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

作業工数について実際に発生した工数を日報により把握しているものの、積算書の工数と比較検討が行われていなかった。今後は工数の実績を把握し、積算と比較することが望ましい。

6. 平成25年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託

① 医療機関の選定にかかる報告について（意見）

本委託業務では、業務委託契約締結後に委託先の依頼をうけた医療機関が検診を行っているが、医療機関の選定について委託先が県に報告する旨が明文化されていない。今後は明文規定を設けることが望ましい。